

2023年10月吉日
水島信用金庫

「適格請求書を必要とされる事業者さまへ」

水島信用金庫は、適格請求書発行事業者（登録番号：T1260005003806）として登録し、2023年10月1日から開始される適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応いたします。

これに伴い、窓口で手数料を頂戴する際は、お客さまに適格請求書（インボイス）としてお客さま控をお渡しいたします。

しかしながら、預金口座から口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料については、お客さま控をお渡しすることができないため、「インボイス管理票交付サービス」を提供します。

「インボイス管理票交付サービス」

預金口座から口座振替の方法でお支払いいただいている各種手数料について、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を作成のうえ、交付いたします。

1. 「インボイス管理票」は、発行基準日までの1年分を集計し、発行基準月の翌々月に郵送します。取引件数によっては、2通以上に分かれて送付することがございます。なお、「インボイス管理票」にかかる郵送手数料は無料といたします。
2. 「インボイス管理票」について、対象となる取引のない年は、作成・送付を行いません。また、作成の有無等については特段のご連絡は差し上げません。

本サービスを希望される場合は、取引店にお申し出ください。

注：1年より短い周期を必要とされる場合は、取引店にご相談ください。

注：ATMを利用した取引は、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となるため、インボイスは発行いたしません（インボイス管理票には含まれません）。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

注：なお、お客さまの個別のご事情に応じた具体的な会計並びに税務処理についての相談に応じることは税理士法等により禁じられておりますので、顧問税理士にご相談ください。

以上